

様式 2 (第 2 条の 2 関係)

年 月 日

長久手市長 殿

医療機関名

高齢者インフルエンザワクチン予防接種の予診票の交付について

下記の方は、予防接種法施行規則第 2 条の 2 に定める者であり、厚生労働省健康局長通知の次の項目に該当されますので、上記の予診票を交付してください。

記

1 接種希望者名

2 接種希望者住所

3 生年月日

4 該当項目 (該当するものに○で囲んでください)

(1) 心臓機能障害

ア 次のいずれか 2 つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己の身の日常生活でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返シアダムストークス発作が起こる者

(ア) 胸部エックス線写真所見で心胸比 0.60 以上の者

(イ) 心電図で陳旧性心筋梗塞所見がある者

(ウ) 心電図で脚ブロック所見がある者

(エ) 心電図で完全房室ブロック所見がある者

(オ) 心電図で第二度以上の不完全房室ブロック所見がある者

(カ) 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が 10 以上の者

(キ) 心電図で ST の低下が 0.2mV 以上の所見がある者

(ク) 心電図で第 1 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導 (ただし IV を除く) のいずれかの T が逆転した所見がある者 <裏面へ>

イ 人工ペースメーカを装着した者又は人工弁移植、弁置換を行った者

(2) 腎機能障害

腎臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とする者若しくは極めて近い将来に治療が必要となる者

(3) 呼吸機能障害

予測肺活量 1 秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強い歩行がほとんどできない者、呼吸障害のため予測肺活量 1 秒率の測定ができない者、予測肺活量 1 秒率が 20 以下の者又は動脈血 O_2 分圧 50Torr 以下の者

予測肺活量 1 秒率とは、1 秒量（最大呼気位から最大努力呼出の最初の一秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長を組み合わせて正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

(4) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当する者をいう。

ア CD4 陽性 T リンパ球数が $200/\mu l$ で、次の項目（ア～シ）のうち 6 項目以上が認められる者

(ア) 白血球数について $3,000/\mu l$ 未満の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く、

(イ) Hb 量について男性 12g/dl、女性 11g/dl 未満の状態が 4 週以上の間隔を置いた検査において 2 回以上続く。

(ウ) 血小板について $10 万/\mu l$ 未満の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く。

(エ) ヒト免疫不全ウイルス RNA 量について 5,000 コピー/ml 以上の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く。

(オ) 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に 7 日以上ある。

(カ) 健常時に比し 10% 以上の体重減少がある。

(キ) 月に 7 日以上不定の発熱（ $38^{\circ}C$ 以上）が 2 か月以上続く。

(ク) 1 日に 3 回以上の泥状ないし水様下痢が月に 7 日以上ある。

(ケ) 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある。

(コ) 口腔カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある。

(サ) 生鮮食品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。

(シ) 軽作業を超える作業の回避が必要である。

イ 回復不能なエイズ合併症のため解除なくして日常生活がほとんど不可能な状態の者